

# 消費者安心・安全ニュース

NO.6

ある日、「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。心当たりはなかったが、「裁判」「差し押さえ」と書いてあったので不安になり、ハガキの指定先に電話したところ、コンビニでプリペイドカードを購入し、電話するように指示されたが…。

**大流行?!**  
**架空請求ハガキにご注意を!**  
**心当たりがなければ**  
**反応しない!**  
**連絡しない!**

裏面にハガキ例があります



困ったときは、

●帯広市消費生活アドバイスセンター

☎0155-22-8393

●帯広警察署

☎0155-25-0110に相談してください

## 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号 (●) ●●●● 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談にしましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年8月●日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター  
東京都千代田区霞が関2丁目●番●号  
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-●●●●-●●●●  
受付時間 9:00～20:00(日、祝日を除く)

ひらがな1字  
数字3桁

差出人は、「民間訴訟通達センター」、「民間訴訟告知センター」、「民事訴訟管理センター」などといういろいろ名称が変わります。

ひらがな1字  
数字3桁

民事訴訟最終通知書

平成30年 (●) ●●●● 号

この度、ご通知致しましたのは以前に貴方が契約された会社に対して未納料あるいは契約違反に当該会社が管轄裁判所に訴訟手続きをされた事を報告致しております。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜いますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と内容の正当性を確認する機関になります。

当センターが貴方に対して訴訟を起こしているものではありませんので予めご了承ください。

又、悪質業者によるしつこい電話勧誘や押しつけ商法等に ついてのご相談もお受け致します。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いのもと、給料及び不動産の差し押さえ対象となる事例がございますので予めご注意ください。

※最近個人情報悪用する業者の手口も見受けられます。万が一、身に覚えが無い場合は早急にご連絡ください。

受付時間 9:00～18:00 (土・日・祭日除く)

(代表) 03-●●●●-●●●●

〒101-0047 東京都千代田区 内神田1-●-●●

全国訴訟相談センター